

通所介護・通所型サービス（現行相当）サービス重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

通所介護・通所方サービス（現行相当）サービス提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

（事業目的）

社会福祉法人恵光会が経営するデイサービスセンター南串山荘指定通所介護事業所・予防通所介護事業所（以下、「事業所」という）が、行う指定通所介護の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対して、適切な通所介護・予防通所介護を提供する事を目的とする。

1.ご利用事業所の名称

法人名称	社会福祉法人 恵光会
代表者名	理事長 遠山 光宣
事業所名	デイサービスセンター南串山荘
介護保険事業所番号	長崎県 4271400493
所在地	長崎県雲仙市南串山町丙 10722
連絡先	TEL0957-88-2922 FAX0957-88-2924

2.ご利用事業所の従業員の職種・員数及び勤務形態

管理者	常勤 1名（生活相談員と兼務）
生活相談員	常勤 3名（介護職員と兼務）
看護職員	非常勤 3名
介護職員	常勤 7名 非常勤 1名

3.ご利用事業所の営業日

月曜日～土曜日（1月1日はお休みさせていただきます）

*ご利用日は、曜日登録を原則とさせていただきます。その他曜日の利用については、ご相談に応じます。

4.サービス提供時間及び内容

*営業時間 8:00～17:00

*内 容 ①健康チェック②送迎サービス③食事サービス④入浴サービス⑤機能訓練
⑥レクリエーション⑦季節の行事⑧趣味創作活動⑨介護軽減を図る為の助言 等

*通常の事業実施地域・・・雲仙市南串山町・小浜町・南島原市加津佐町

5.利用料金その他の費用

（通所サービス（現行相当）介護費）

利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の割合とする。（但し、食費については実費《 520 円/1 回》のため、介護保険給付対象外のサービスとなります。）

【料金表一 基本料金 一】

	介護費	運動器	体制Ⅱ	食費
要支援 1 事業対象者	月利用回数 1～4回 4360 単位/回	2250/月	720/月	440/日
	月利用回数 5回 17980/月			
要支援 2	月利用回数 1～8回 4470 単位/回	2250/月	1440/月	440/日
	月利用回数 9回 36210/月			

運動器…運動器機能向上加算、体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

体制Ⅱ…介護職員の総数に占める介護福祉士の総数の割合が 50%以上

(通所介護費)

利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の割合とする。(但し、食費については実費《440 円/1 回》のため、介護保険給付対象外のサービスとなります。)

【料金表一 基本料金・3時間以上4時間未満 一】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費(自費)
要介護 1	3700	180	400	440
要介護 2	4230	180	400	440
要介護 3	4790	180	400	440
要介護 4	5330	180	400	440
要介護 5	5880	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

体制Ⅱ…介護職員の総数に占める介護福祉士の総数の割合が 50%以上

【料金表一 基本料金・4時間以上5時間未満 一】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費(自費)
要介護 1	3880	180	400	440
要介護 2	4440	180	400	440
要介護 3	5020	180	400	440
要介護 4	5600	180	400	440
要介護 5	6170	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

【料金表一 基本料金・5時間以上6時間未満 一】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費(自費)
要介護 1	5700	180	400	440
要介護 2	6730	180	400	440
要介護 3	7770	180	400	440
要介護 4	8800	180	400	440
要介護 5	9840	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

【料金表一 基本料金・6時間以上7時間未満 一】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費(自費)
要介護 1	5840	180	400	440
要介護 2	6890	180	400	440
要介護 3	7960	180	400	440
要介護 4	9010	180	400	440
要介護 5	10080	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

【料金表一 基本料金・7時間以上8時間未満 -】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費（自費）
要介護1	6580	180	400	440
要介護2	7770	180	400	440
要介護3	9000	180	400	440
要介護4	10230	180	400	440
要介護5	11480	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

【料金表一 基本料金・8時間以上9時間未満 -】

	介護費	体制Ⅱ	入浴費	食費（自費）
要介護1	6690	180	400	440
要介護2	7910	180	400	440
要介護3	9150	180	400	440
要介護4	10410	180	400	440
要介護5	11680	180	400	440

体制Ⅱ…サービス提供体制強化加算Ⅱの略称です。

*円 省略

★キャンセル料 ありません

★支払い方法 当事業所が提供する通所介護サービスに対する料金規定は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。利用者様はこの「重要事項説明書」に定める利用料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。当事業所は、当該利用料金の合計額を「請求兼領収書」に付して、翌月10日頃までに利用者様に請求いたします。利用者様は当該利用料金の合計額を翌月末までには支払いを行って頂きます様、宜しくお願いします。

6.介護職員処遇改善加算

平成29年度介護報酬改定において、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質の向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を行う事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行う区分を創設する。

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算により算定されることになります。

介護報酬総単位数×サービス別加算率(5.9%) (一単位未満の端数四捨五入) ×一単位の単価(一円未満の端数切捨て)

7.個人情報保護法について

- ① 当事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者様及び御家族の個人情報情報を漏らしません。
- ② 当事業所では、緊急時対応及びサービス担当者会議で必要がある場合、利用者様及び御家族に同意を得た上で、必要な範囲の個人情報を用います。

デイサービスセンター南串山荘『事故発生時の対応マニュアル』

1. 目的

当マニュアルは事業所の過失、若しくは偶発的な事故により利用者及びその家族に対し損害を与えた場合の対応方法をマニュアル化することにより、利用者に対し事業所としてその保証を明確にするものです。

2. 事故

次に掲げる事故に対して、速やかな対応を行います。

- ① 職員の過失により生じた事故（介護中の転倒事故など）
- ② 職員が偶発的な理由により利用者に損害を与えた事故（接触等）
- ③ 職員の介護計画作成に不備があり生じた事故（不適切なプラン）

3. 対応

